

【令和3.11.30 全員協議会】

こども未来部 子育て応援課

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給について

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、0歳から高校生までの子ども（平成15年4月2日～令和4年3月31日の間に出生した児童）がいる世帯に対し、臨時特別給付金を支給することにより、子育て世帯に対する適切な配慮を行うことを目的とする。

1人当たり10万円相当の給付事業として、まず子ども1人当たり5万円の現金給付を行う。

2 支給対象者

区分	対象者	対象人数 (見込)	申請
①	令和3年9月分の児童手当受給対象児童の保護者 ※ただし、特例給付受給対象児童の保護者（令和2年の所得が児童手当の所得制限限度額以上で、児童一人当たり月額5,000円の支給を受ける者）は支給対象から除く	10,800人	不要
②	上記①の対象児童の兄姉である高校生等の保護者	1,200人	
③	上記②の対象児童以外で、令和3年9月30日時点で高校生等の児童の保護者	1,900人	必要
④	所属庁から児童手当を受給している公務員である保護者	1,200人	
⑤	令和3年9月～令和4年3月31日に生まれた児童手当受給対象児童の保護者	400人	
合 計		15,500人	

3 支給額

児童一人当たり5万円

4 補正予算額（案）

給付金	775,000千円	(15,500人×50,000円)
事務費	4,042千円	(消耗品費、印刷製本費、郵送費、手数料、システム改修委託料)
人件費	1,795千円	(会計年度任用職員2人、職員時間外手当等)
合 計	780,837千円	(国庫補助 10/10)

5 スケジュール（案）

11月30日（火） 11月定例会に補正予算案を追加提出

12月17日（金）頃 第1回支給日

支給対象者のうち、申請不要の

①「令和3年9月分の児童手当受給対象児童の保護者」

②「①の対象児童の兄弟である高校生等の保護者」

については、プッシュ型で児童手当支給口座へ振込み

12月中旬

申請受付開始

支給対象者のうち、申請が必要の

③「②の対象児童以外で、令和3年9月30日時点で高校生等の児童の保護者」

④「所属庁から児童手当を受給している公務員である保護者」

⑤「令和3年9月～令和4年3月31日に生まれた児童手当受給対象児童の保護者」

については申請に基づき順次支給（1週間～10日間のうちに振込み）

※市公式LINE、ホームページ等でも広くPRを行い、早期に申請を求めている。

6 その他

10万円のうち、残り5万円の支給方法については、国の制度や給付対象者のニーズを考慮して検討していくが、島田市としては現在のところ現金給付の方針。